

令和3年度

公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構事業概要

企画調整局

目 次

第1	設 立 の 趣 旨	1
第2	概 要	2
1	名 称	2
2	所 在 地	2
3	設 立 年 月 日	2
4	基 本 財 産	2
5	出 捐 総 額	2
6	機 構	3
7	職 員 数	4
8	評 議 員 及 び 役 員	6
第3	定 款	8
第4	令 和 2 年 度 事 業 報 告	1 8
1	事 業 報 告	1 8
2	財 務 諸 表	2 5
3	財 務 状 況	3 2
第5	令 和 3 年 度 事 業 計 画	3 3
1	事 業 計 画	3 3
2	財 務 諸 表	3 8
第6	主 要 事 業 の 推 移 (平 成 30 年 度 ~ 令 和 2 年 度)	4 2
参 考 資 料		4 3

(令和3年7月1日現在)

第1 設立の趣旨

21世紀の成長産業である健康・福祉・医療関連産業の振興を図ることによって、新産業の創出・既存産業の高度化・雇用の確保による神戸経済の活性化、健康支援と高齢化社会への対応による市民福祉の向上、さらにはアジア諸国の医療技術の向上などの国際社会への貢献を目的とする神戸医療産業都市の中核的支援機関として、産官学医の連携・融合を促進する総合調整機能を担うとともに、先端医療の実現に資する研究開発及び臨床応用の支援、次世代の医療システムの構築を通じて、革新的医療技術の創出と医療関連産業の集積形成に寄与することを目的とする。

第 2 概 要

- 1 名 称 公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構
- 2 所 在 地 神戸市中央区港島南町6丁目3番地の7
- 3 設立年月日 平成12年3月17日
(平成24年4月1日 公益財団法人へ移行)
(平成30年4月1日 先端医療振興財団から
神戸医療産業都市推進機構へ改組)
- 4 基本財産 1,235,283千円
- 5 出捐総額 1,227,780千円

出捐団体	出捐額	出捐率	出捐年度
神戸市	1,140,280千円	92.9%	平成11・21年度
兵庫県等	25,000千円	2.0%	平成11年度
民間企業等	62,500千円	5.1%	平成11・12年度
合計	1,227,780千円	100.0%	

7 職員数（常勤）

令和3年7月1日現在

所属	職名	研究職	専門職、他	事務職		人材派遣	合計
				課長級以上	係長級以下		
経営企画部				(3) 12	(3) 31	9	(6) 52
	総務人事課			(2) 4	(1) 7	1	(3) 12
	企画財務課			(1) 3	(1) 6	3	(2) 12
	広報戦略課				(1) 4	1	(1) 5
	施設管理課			1	3	2	6
	倫理安全管理課			2	2		4
	研究事業推進課			1	5	1	7
	開発事業推進課			1	4	1	6
先端医療研究センター		42				2	44
	免疫機構研究部	9					9
	老化機構研究部	18					18
	神経変性疾患研究部	4					4
	脳循環代謝研究部	4					4
	血液・腫瘍研究部	3					3
	臨床研究部	2				2	4
	動物実験飼育施設	2					2
医療イノベーション推進センター			88			9	97
	品質マネジメントチーム		1				1
	特務担当プロモーター		2				2
	医療開発研究グループ		14			3	17
	スタディマネジメントグループ		8				8
	モニタリンググループ		6				6
	医学統計グループ		10				10
	事業開発グループ		4				4
	データサイエンスグループ		13				13
	eクリニカルソリューショングループ		8				8
	研究相談・広報グループ		6				6
	TRI業務グループ		8				8
	再生医療製品開発室		8			6	14

所属	職名	研究職	専門職、他	事務職		人材派遣	合 計
				課長級 以上	係長級 以下		
細胞療法研究開発センター			86			80	166
	プロジェクトマネジメントグループ		5				5
	国際連携事業推進グループ		1				1
	CPC管理グループ		4			2	6
	研究・細胞評価グループ		11			5	16
	事業推進グループ		10			1	11
	品質保証グループ		14			4	18
	品質管理グループ		13			23	36
	細胞製造グループ		15			36	51
	サプライチェーングループ		6			5	11
	エンジニアリンググループ		7			4	11
クラスター推進センター			(1) 15	(2) 2	(3) 14	4	(6) 35
	事業推進課			(1) 1	(2) 7	2	(3) 10
	都市運営・広報課			(1) 1	(1) 7	2	(2) 10
	医療機器グループ		(1) 5				(1) 5
	創薬バイオグループ		6				6
	ヘルスケアグループ		1				1
	スタートアップグループ		3				3
	連携促進グループ						
将来構想・組織改革推進室			1				1
合 計		42	(1) 190	(5) 14	(6) 45	104	(12) 395

(注) 兼務を除く。
 役員を除く。
 ()内は市派遣職員で内数を示す。
 市OB職員1名を含む。

8 評議員及び役員

(1) 評 議 員

氏 名	備 考
芦田 信	JCRファーマ株式会社代表取締役会長兼社長
荒木 一聡	兵庫県副知事
家次 恒	神戸商工会議所会頭 シスメックス株式会社代表取締役会長兼社長
今西 正男	神戸市副市長
大津 欣也	国立循環器病研究センター理事長
置塩 隆	神戸市医師会会長
金田 安史	大阪大学理事・副学長
小安 重夫	理化学研究所理事
辻 英之	神戸市企画調整局長
橋本 信夫	神戸市民病院機構理事長
藤澤 正人	神戸大学長
湊 長博	京都大学総長

(令和3年7月1日現在)

(2) 役員

役職名	氏名	備考
理事長	本庶 佑	京都大学高等研究院副院長／特別教授
専務理事	村上 雅義	神戸医療産業都市推進機構専務理事
専務理事	三重野雅文	神戸医療産業都市推進機構専務理事
常務理事	永田 章彦	神戸医療産業都市推進機構経営企画部長
理事	浅野 薫	シスメックス株式会社取締役専務執行役員
理事	川真田 伸	神戸医療産業都市推進機構細胞療法研究開発センター長
理事	川本 篤彦	神戸医療産業都市推進機構医療イノベーション推進センター長
理事	木原 康樹	神戸市立医療センター中央市民病院長
理事	鍋島 陽一	神戸医療産業都市推進機構先端医療研究センター長
理事	西尾 秀樹	神戸市医療・新産業本部長
理事	西田 栄介	理化学研究所生命機能科学研究センター長
理事	松岡 聡	理化学研究所計算科学研究センター長
理事	藪本 訓弘	兵庫県健康福祉部長兼病院事業副管理者
監事	河上 哲也	三井住友銀行公共・金融法人部（神戸）部長
監事	松山 康二	公認会計士
名誉理事長	井村 裕夫	神戸医療産業都市推進協議会会長
顧問	井戸 敏三	兵庫県知事
顧問	寺田 雅昭	国立がん研究センター名誉総長
顧問	久元 喜造	神戸市長

(令和3年7月1日現在)

第 3 定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構と称する。

英文名を Foundation for Biomedical Research and Innovation at Kobe と表示する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、21 世紀の成長産業である健康・福祉・医療関連産業の振興を図ることによって、新産業の創出・既存産業の高度化・雇用の確保による神戸経済の活性化、健康支援と高齢化社会への対応による市民福祉の向上、さらにはアジア諸国の医療技術の向上などの国際社会への貢献を目的とする神戸医療産業都市の中核的支援機関として、産官学医の連携・融合を促進する総合調整機能を担うとともに、先端医療の実現に資する研究開発及び臨床応用の支援、次世代の医療システムの構築を通じて、革新的医療技術の創出と医療関連産業の集積形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 神戸医療産業都市の推進に係る企画立案、人材育成、学術集会、情報発信、産官学医の連携・融合促進及び国際交流等
- (2) 再生・細胞治療の研究開発及び製品の製造
- (3) 医療機器の研究開発
- (4) 医薬品の研究開発
- (5) 先制医療の実現のための研究開発
- (6) 研究開発・臨床応用に対する総合的支援
- (7) 新事業創出促進及び既存産業の高度化のための各種支援
- (8) 市民への健康支援
- (9) 神戸医療産業都市の推進に係る施設の管理・運営
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第22条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(保有株式の権利行使等の制限)

第10条 この法人が保有する租税特別措置法第40条（昭和32年法律第26号）第1項後段の適用を受けた株式（出資を含む。以下同じ。）について、その後取得した同一の銘柄の株式を含め、その株式の発行会社に対して株主（出資者を含む。以下同じ。）としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布資料の受領

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の定めに従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の構成)

第13条 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人とその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 15 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する費用弁償の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第 11 条又は第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席評議員のうち、その会議において選出された 2 名及び議長が前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員及び会計監査人等

(役員及び会計監査人の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、2名以内を専務理事及び3名以内を常務理事とすることができる。
 - 4 第2項の理事長及び前項の専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の代表理事とし、前項の常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第23条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事及び監事の構成)

第24条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第27条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、評議員会の決議によって、その任期を短縮することができる。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

6 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において、別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 30 条 役員は、無報酬とする。ただし、理事長及び専務理事並びに監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

3 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。

(賠償責任の一部免除又は限定)

第 31 条 この法人は、一般法人法第 198 条において準用する一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、理事、監事又は会計監査人（理事、監事又は会計監査人であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第 198 条において準用する一般法人法第 113 条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

2 この法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）、監事又は会計監査人との間で、前項の賠償責任について、当該理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1 万円以上であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉理事長及び顧問)

第32条 この法人に、名誉理事長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉理事長は、評議員会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 4 名誉理事長及び顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べ、助言することができる。
- 5 名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。
- 6 名誉理事長及び顧問には、費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、第10条の決議を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項及び第10条の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第35条第2項においては、前項の規定にかかわらず、出席した理事及び監事はこれに記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第

49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

家次 恒
置塩 隆
金倉 譲
金澤 和夫
菊池 晴彦
竹市 雅俊
中村 三郎
根木 昭
橋本 信夫
原 仁美
湊 長博
山本 朋廣

- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

井村 裕夫
柏 由紀夫
北 徹
笹井 芳樹
杉村 和朗
鍋島 陽一
西尾 利一
西川 伸一
西河 芳樹
平尾 公彦
福島 雅典
三木 孝
村上 雅義
山平 晃嗣
渡辺 恭良

5 この法人の最初の理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、次に掲げる者とする。

理事長 井村 裕夫
副理事長 西川 伸一
専務理事 村上 雅義
常務理事 山平 晃嗣

6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

服部 博明
松山 康二

7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規程、規則等は移行後もその効力を有するものとする。

附 則

この定款の変更は、平成 24 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 25 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 25 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 27 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 28 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和元年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和元年 11 月 29 日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	物量等
定期預金	9,208,500 円
兵庫県公募公債	30,000,000 円
神戸市公募公債	100,000,000 円
地方公共団体金融機構債券	100,000,000 円
神戸都市振興サービス株式会社株式	200,000 株

第4 令和2年度事業報告

(1) 共通事項

ア 第4期経営計画の着実な推進

神戸医療産業都市構想の検討開始から20年の節目を迎え、様々な環境変化に対応するため、平成30年4月に従来の推進母体である先端医療振興財団から神戸医療産業都市推進機構へと発展改組し、名実ともに神戸医療産業都市を牽引してくため、新たな事業展開や必要となる体制強化に着手してきた。そのような中、CAR-T細胞医療の市販製品製造開始や、研究・開発段階から取り組んできた再生医療技術の実用化など、神戸医療産業都市の更なる発展につながる新しい芽が出始めている。

第4期経営計画の3年目となる令和2年度は、計画の中間評価を行い、今後に向けて見直しを行うとともに、「神戸医療産業都市推進機構 20周年記念 次世代医療開発センター (Honjo Kobe Research Center for Biomedical Innovation (略称:HBI))」整備をはじめ、経営計画に掲げた研究・事業をより強力で推進した。神戸医療産業都市の発展につながる新たな芽を大きく開花させることで、革新的医療技術の早期実用化や連携・融合によるイノベーション創出を具現化させ、目に見える成果につなげるとともに、神戸医療産業都市の更なる集積形成に取り組んだ。

イ 神戸医療産業都市の更なる発展に向けて

計算科学センター駅周辺の活性化に向けて、同駅近くのクリエイティブラボ神戸(CLIK)内に当機構の研究部を集約したラボ及び共用の研究機器・動物実験飼育施設を備えたHBIを整備するとともに、神戸医療産業都市を牽引する当機構の本部機能をHBIと同じビル内に移転させた。

ウ 将来構想に向けた検討

機構の設置目的である産官学医の連携・融合を促進する総合調整機能を担い、革新的医療技術の創出と医療関連産業の集積形成をより早期に実現していくため、神戸医療産業都市をとりまく環境変化やこれまでの事業実績等を踏まえながら、組織やガバナンス、マネジメント体制の再構築を含めた機構の将来構想について検討を行った。

エ 機構設立20周年記念事業

機構が設立から20周年を迎えるにあたり、これまでの活動実績等を集約した記念誌作成に取り組んだ。

オ 理事長直轄「経営企画会議」の開催

機構の経営に関わる重要事項を審議・決定するとともに、経営計画に定めた研究・事業等の着実な推進に向けた執行管理を行った。

カ コーポレート・ガバナンスの強化

研究費等の適正執行の確保やコンプライアンスの意識向上、利益相反管理、情報セキュリティの強化等を図るため、内部監査や各種研修等を引き続き実施した。

また、各分野別審査委員会により、医学系指針等が適用となる研究の適正な実施、動物実験における3R原則の遵守や遺伝子組換え実験の安全性等を確認した。

(2) 公1会計

① 先端医療研究センター

ア 免疫医療研究の推進

免疫システムの活性化・制御メカニズムの解明及びその制御技術の開発、また、炎症性疾患などの早期診断システムの開発等を進めた。

(主な実績)

・論文：1件、特許出願：1件、企業等との共同研究：3件

イ 老化研究の推進

老化メカニズムや老化・加齢関連疾患の発症機序の解明及び治療法開発に資する基盤情報の集積、また制御機能の解析及び関連する技術開発等を行った。

(主な実績)

・受賞：(今井眞一郎) 岡本国際賞、論文：84件、学会発表等：199件、特許出願：2件、AMED(国立研究開発法人日本医療研究開発機構) CiCLE(医療研究開発革新基盤創成事業)プロジェクト、AMED 老化メカニズムの解明・制御プロジェクト「研究推進・支援拠点」、AMED・CiCLE プロジェクト「フレイルの予防薬・治療薬の研究開発」、文部科研：23件他

ウ 神経変性疾患研究の推進

神経細胞死メカニズムに基づくアルツハイマー病を中心とした神経変性疾患に対する診断・創薬研究等を進めた。

(主な実績)

・論文：43件、学会発表等：3件、文部科研：2件、共同研究：1件他

エ 脳血管再生及び脳梗塞治療法開発研究の推進

脳血管の再生・活性化による脳梗塞などに対する再生医療開発や脳血管性認知症の予防法・新規治療法開発等を進めた。

(主な実績)

・論文：6件、学会発表等：5件、AMED 再生医療実現拠点ネットワークプログラム技術開発個別課題「脳梗塞に対する造血幹細胞を使った細胞治療の作用機序に基づく最適化」、AMED 橋渡し研究戦略的推進プログラム補助事業(シーズA)「臍帯血由来脳梗塞治療細胞製剤の開発」他、企業等との共同研究：4件他

オ 血液・腫瘍研究の推進

造血器腫瘍をはじめとした悪性腫瘍の発症機序の解明及びこれらの腫瘍の根治療法の開発を目指す研究等を進めた。

(主な実績)

・受賞：(井上大地) ASH Global Research Award 2020/米国血液学会、論文：4件、講演・学会発表等：810件、AMED 次世代がん医療創生研究事業「マイナーイントロンのスプライシング異常による発癌機構と治療応用に関する研究」、AMED 革新的先端研究開発支援事業(PRIME)「造血幹細胞を中心とした多細胞間の適応・修復ネットワークの解明と制御」、科研費：3件、企業等との共同研究：1件、助成金等：248件他

② 研究基盤の維持管理

ア 神戸臨床研究情報センター(TRI)の管理運営

神戸市より公の施設の指定管理者として指定を受け、神戸臨床研究情報センターの管理運営を行った。また、橋渡し研究支援に係る検体保管サービス事業を実施した。

イ 神戸ハイブリッドビジネスセンター（KHBC）の管理運営

医療関連企業の集積に向けたレンタルラボや企業・研究機関等の交流スペース、操業・研究環境の向上に資する多目的スペースなどの機能を組み合わせた施設の管理運営を行った。

(3) 公2会計（クラスター推進センター）

ア 産学官医連携の促進によるオープンイノベーションの推進

大学・研究機関や企業の研究開発シーズを収集・共有し、産学連携による新たなイノベーションを創出するとともに、医療機関におけるニーズの探索・発掘を行い、シーズの実用化・事業化及び医療技術の向上に寄与した。

（主な実績）

- ・創薬イノベーションプログラムの運営、管理：5プログラム
- ・神戸再生医療勉強会の開催：4回（再生医療産業化フォーラムを含む）
- ・シーズ・ニーズ情報の橋渡：22件

イ 国際展開の推進

海外クラスターとの連携を強化し、神戸医療産業都市進出企業の海外展開を促進するとともに、海外の企業・研究機関との共同研究・開発案件を発掘するなど、国際的な産学連携の推進に取り組んだ。

（主な実績）

- ・海外クラスターと連携した欧州企業の日本進出支援（有償受託・個別支援企業）：2件
- ・「KANSAI Life Science Accelerator Program 2020」の開催：参加者数 104名
- ・第2回京都大学ライフサイエンスショーケース@San Diego 2021 - with FBRI and JETRO -の開催：参加者数 216名

ウ 地元中小企業・神戸クラスター進出企業に対する事業化支援

医療機器、創薬・再生医療、ヘルスケアの各分野において、シーズ探索から販路開拓まで一貫した支援体制を構築するとともに、幅広い支援ニーズに一元的に対応するワンストップサービスを提供する。また、開発を支援していた国産の手術支援ロボット「hinotori™サージカルロボットシステム」が承認・実用化されるとともに、スタートアップの支援・育成を図った。

（主な実績）

- ・ワンストップサービスの提供 相談対応件数：87件
- ・医療機器の事業化案件支援：継続的支援 100件（累計）
- ・ヘルスケア分野に関する事業化案件支援：継続的支援 15件（累計）
- ・PMDA 戦略相談連携センターの運営：RS 総合相談 4件、相談支援アドバイス 99件
- ・神戸ライフサイエンスギャップファンド補助金の交付：4件

エ 研究・操業環境の充実と戦略的な情報発信

神戸医療産業都市を構成する様々なステークホルダーのニーズを踏まえ、世界的クラスターにふさわしい研究・操業環境づくりに取り組むとともに、神戸医療産業都市の国内外の認知度を向上させるため、積極的な情報発信を図った。

（主な実績）

- ・都市運営委員会・部会の開催：委員会 2回、各部会計 3回
- ・神戸医療産業都市研究開発助成金の交付：11件、クラスター活動助成金：2件
- ・メディカルクラスター連携推進委員会の開催：委員会 1回
- ・人材エコ事業の推進：ジョブフェス 1回、リクルーティングサイト運営・更新

- ・神戸医療産業都市情報誌の定期発行：年3回、市民向けPR冊子を制作
- ・プレスリリース：34件、視察対応：22件
- ・神戸医療産業都市一般公開 on the WEBの開催：参加人数のべ約12,500人

オ その他（新型コロナウイルス感染症対応）

神戸医療産業都市における新型コロナウイルス感染症関連の研究開発に対して、各種支援を実施した。

（主な実績）

- ・中央市民病院と開発企業による共同研究の支援：共同研究契約締結3件、上市1件
- ・神戸医療産業都市研究開発助成金の交付（再掲）：3件（新型コロナ対策事業）
- ・自動PCR検査ロボットシステム等の開発支援

（4）公3会計（細胞療法研究開発センター）

ア 細胞製造業務を複数の企業等から受託するためのパイプラインの確立

CAR-T細胞治療^{※1}の治験用製品等製造受託のための体制構築及び治験製造を継続的に実施するとともに、細胞製造に関する情報網及び営業活動の強化を図るため、有能な人材の確保と人員の教育強化を行った。また、CPC（細胞製造施設）運営の効率化、PICS（医薬品査察協定・医薬品査察協同スキーム）/GMP（医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準）への対応などの差別化を推し進め、細胞製造業務受託のパイプラインが切れ目なく充足する基盤の形成に取り組んだ。

（主な実績）

- ・ノバルティス社からCAR-T細胞医療の製品製造の受託^{※2}

※1 患者から採取したT細胞に標的能を持つキメラ抗原受容体（CAR）を発現させる遺伝子改変技術を実施した後、体内に戻す自家T細胞治療

※2 治験製品製造については公3会計で、11月より開始した商用製造については収1会計で事業を実施した

イ 細胞製造企業への施設保全業務の拡充

CPCに関してこれまで培ってきた知見を活用し、神戸医療産業都市におけるCPC管理業務及びCPC保全業務全般を受託できる体制の形成に取り組んだ。また、再生医療開発を目指す企業等に対するCPCに関連したコンサルテーションの積極的な展開を図った。

（主な実績）

- ・先端医療センター研究棟4階CPC管理業務受託
- ・コンサルテーション2件契約締結

ウ 国・企業からの非臨床試験の受託事業の確保

細胞製剤の安全性試験の我が国のキーオピニオンリーダー（KOL）として、細胞の品質保証、安全性に関する非臨床試験を国・企業から受託した。

（主な実績）

- ・AMEDからの受託：3件
- ・企業からの受託：1件

エ 細胞製造、CPCにかかる開発・事業化等支援の仕組みづくり

細胞製造、CPC運営に関する知見を神戸医療産業都市に進出する企業等に情報提供し、開発や事業化の支援を行った。さらに、これらの企業等との間で共同研究や受託研究を進めることでより一層の加速化を図った。細胞製造受託やCPCワンストップ（体制構築・保守管理等）機能を神戸医療産業都市の看板として定着するべく関係機関と連携し、細胞療法にかかる神戸ブランドの形成に取り組んだ。

(主な実績)

- ・企業2社との間で共同研究、受託研究を実施した。

オ 細胞規格、細胞分化マーカー探索、細胞製剤の安全性試験にかかる研究

当センターが実施している細胞製品の非臨床安全性試験や品質保証パラメーター設定・規格化業務を長期に底支えするため、細胞のジェネティック、エピジェネティック、メタボリック研究をカバーする横断的でユニークな基礎研究を実施した。この研究の推進を通じて論文発表や関連学会での発表を行い、さらにはWHO（世界保健機構）・ICH（医薬品規制調和国際会議）等が進める細胞治療の国際ガイドライン策定作業を支援するなど、国外の学会・組織体との連携を強め、機構の発言力を強化し、サステナブルな業務受注、事業継続を図った。

(主な実績)

- ・論文：1件、関連学会発表：4件

(5) 公4会計（医療イノベーション推進センター）

ア アカデミア開発シーズの実用化支援及び新たな開発シーズの創出

開発シーズの臨床的ポジショニング及び出口戦略の明確化、ポートフォリオマネジメント、企業リエゾン、グローバル展開の支援を中心に活動した。また、新規シーズの開発については、業務受託のみならず、研究者間の協働によるシナジー効果を生み出すための共同研究を提案し、公的資金等の研究費を確保した上で、次世代医療に繋がる研究開発の支援を通じて知財を取得した。

更に上流の基礎研究・シーズ探索を支援し、より早期の段階から開発を進めた。具体的にはアカデミアを中心とした研究者との対話・討議を基に、支援シーズの同定、開発方針・開発戦略を確定し、必要な支援を実施した。研究者同士の対話・交流の場を創出し新たな着想を具現化するための支援を行った。

(主な実績)

- ・研究相談：65件
- ・中国企業と包括的な連携契約の締結：1件
- ・共同研究契約締結：5件
- ・TRI 開発推進シーズの製造方法の確立：1件
- ・TRI 開発推進シーズの非臨床POC取得：1件
- ・コンサルティング契約締結：4件
- ・JST（国立研究開発法人科学技術振興機構）シーズ支援：32件

イ 臨床試験・研究の推進・管理・運営

開発治験を中心に臨床試験・研究と、それらを基盤とする疾患レジストリの構築を推進し、橋渡し研究（TR）とリバースTRのサイクルを加速させ、さらなる医療イノベーションに繋げるとともに、TRI事業への最大貢献を図った。

上記の実現のため、厳格なプロジェクトマネジメントに基づく中央事務局支援機能の強化、システム開発を推進し、研究管理・運営、ならびに、品質管理体制等の効率化をさらに進めるとともに、得られた結果から知財取得可能性検討を進め、公表における論文文化を推進することによる業績の確定を徹底した。また、収支・契約管理においては、利益の確定を計画的に行い財務管理機能の強化をもって案件毎の収益バランス確保・増進を図った。

(主な実績)

- ・治験相談、レギュラトリーサイエンス相談、治験届等の開発薬事業務支援：19件
- ・臨床開発のコンサルテーション支援：3件
- ・開発型治験のプロジェクトマネジメント支援：11件

- ・新規開始の臨床研究試験：19 件
- ・EDC システム「eClinical Base」（機構が特許を所有）の新規利用：7 件
- ・CDISC 標準データセットの作成：2 件
- ・解析報告書、総括報告書、定期安全報告書の作成：14 件
- ・論文：31 件

ウ 医療・臨床研究情報の発信

がん、アルツハイマー病、希少・難治性疾患などの医療情報を発信した。また、支援した研究の確定された最新実績・成果については、Springer Nature 社との提携により構築された“TRI Advances”での公開を通じて、国内外への発信を図った。これらを通じて機構や医療イノベーション推進センターの認知度と信頼性の向上を図り、新規案件の受注にもつなげた。

（主な実績）

- ・がん情報サイトのリニューアル
- ・NCCN ガイドライン日本語版の更新：12 件
- ・TRI Advances 公開コンテンツ：6 件
- ・Orphanet Japan の情報更新：23 件

（6）公5 会計（再生医療製品開発室）

ア 再生医療等製品の製造・品質管理の実施及び実施支援

検証的治験における治験製品の製造・品質管理の実施及び実施支援を推進した。また、製造販売承認申請のための支援業務を実施した。

（主な実績）

- ・軟骨治験製品 6 例の製造・品質管理実施
- ・角膜再生製品に係る製造業許可申請、製造販売者による製造販売承認申請の実施

イ 新規再生医療等製品の基礎研究と開発

開発中の再生医療等製品に関する知見と実績を基に、新規再生医療等製品実用化を目指した研究開発を実施した。

（主な実績）

- ・羊膜基質の非臨床安全性試験（急性毒性試験等）を実施

（7）収1 会計（薬剤製造受託）

ア 治験用 PET 薬剤製造受託

中央市民病院と共同で治験用 PET 薬剤製造事業を行うことで臨床研究の推進を支援した。

イ 細胞製剤製造受託

製薬企業から受託を受け、治療用細胞製剤製造を 11 月より開始した。

（8）収2 会計（賃貸）

ア 国際医療開発センター（IMDA）の管理運営

産学連携のもと、神戸医療産業都市における医療機器等の研究開発と事業化支援を行う施設の管理運営を行った。

イ 先端医療センター（IBRI）研究棟の管理運営
先端医療センター研究棟の2階・3階・5階の管理運営を行った。

2 財務諸表

(1) 正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	合計	公益目的事業会計						収益事業等会計				法人会計	内部取引消去	
		先端医療 研究センター (公1会計)	クラスター 推進センター (公2会計)	細胞療法研究 開発センター (公3会計)	医療イノベーション 推進センター (公4会計)	再生医療製品 開発室 (公5会計)	公益共通会計	小 計	薬剤製造受託事業 (収1会計)	賃貸事業 (収2会計)	収益共通会計			小 計
I 一般正味財産増減の部														
1. 経常増減の部														
(1) 経常収益														
基本財産運用収益	△159,783,435	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,147,922	△160,931,357
事業収益	3,404,264,075	142,134,859	3,707,728	1,427,507,458	791,117,181	-	-	2,364,467,226	750,939,438	251,856,972	-	1,002,796,410	37,000,439	
受取補助金等	1,728,265,802	624,715,990	534,547,896	217,993,806	80,911,817	-	-	1,631,724,072	-	-	-	-	96,541,730	
受取負担金	71,643,839	52,352,929	2,233,249	340,000	-	-	-	54,926,178	4,952,469	-	-	4,952,469	11,765,192	
受取寄付金	791,314,585	324,218,358	25,196,494	81,040,375	59,033,458	-	-	516,488,685	-	-	-	-	274,825,900	
雑収益	96,722,818	25,718,412	7,783,931	1,326,335	41,548,312	-	-	76,376,990	22,123,800	11,510,269	-	33,634,069	17,116,884	△30,405,125
経常収益計	5,932,427,684	1,169,140,548	573,469,298	1,728,207,974	972,610,768	200,554,563	-	4,643,983,151	778,015,707	263,367,241	-	1,041,382,948	438,398,067	△191,336,482
(2) 経常費用														
事業費	5,913,493,929	1,177,073,087	606,753,383	1,734,117,925	1,092,250,185	234,837,500	-	4,845,032,080	1,034,147,106	225,621,725	-	1,259,768,831	-	△191,306,982
管理費	403,356,072	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	403,385,572	△29,500
経常費用計	6,316,850,001	1,177,073,087	606,753,383	1,734,117,925	1,092,250,185	234,837,500	-	4,845,032,080	1,034,147,106	225,621,725	-	1,259,768,831	403,385,572	△191,336,482
評価損益等調整前当期経常増減額	△384,422,317	△7,932,539	△33,284,085	△5,909,951	△119,639,417	△34,282,937	-	△201,048,929	△256,131,399	37,745,516	-	△218,385,883	35,012,495	-
当期経常増減額	△384,422,317	△7,932,539	△33,284,085	△5,909,951	△119,639,417	△34,282,937	-	△201,048,929	△256,131,399	37,745,516	-	△218,385,883	35,012,495	-
2. 経常外増減の部														
(1) 経常外収益														
過年度損益修正損	-	-	-	-	29,007,300	-	-	29,007,300	-	-	-	-	-	△29,007,300
指定正味財産からの振替額	753,327,296	38,754,980	36,269,663	758,790,635	592,546	△165,546,010	-	668,861,814	-	-	-	-	84,465,482	-
経常外収益計	753,327,296	38,754,980	36,269,663	758,790,635	29,599,846	△165,546,010	-	697,869,114	-	-	-	-	84,465,482	△29,007,300
(2) 経常外費用														
固定資産売却損	23,817,543	15,623,098	8,194,445	-	-	-	-	23,817,543	-	-	-	-	-	-
固定資産除却額	166,572	119,539	7	47,026	-	-	-	166,572	-	-	-	-	29,007,300	△29,007,300
経常外費用計	23,984,115	15,742,637	8,194,452	47,026	-	-	-	23,984,115	-	-	-	-	29,007,300	△29,007,300
当期経常外増減額	729,343,181	23,012,343	28,075,211	758,743,609	29,599,846	△165,546,010	-	673,884,999	-	-	-	-	55,458,182	-
他会計振替前当期一般正味財産増減	344,920,864	15,079,804	△5,208,874	752,833,658	△90,039,571	△199,828,947	-	472,836,070	△256,131,399	37,745,516	-	△218,385,883	90,470,677	-
他会計振替額	-	-	-	△751,058,504	△5,610	205,872,417	-	△545,191,697	545,191,697	-	-	545,191,697	-	-
当期一般正味財産増減額	344,920,864	15,079,804	△5,208,874	1,775,154	△90,045,181	6,043,470	-	△72,355,627	289,060,298	37,745,516	-	326,805,814	90,470,677	-
一般正味財産期首残高	△1,936,589,629	1,288,771,970	129,669,147	472,561,416	△206,156,072	-	73,352,365	1,758,198,826	374,796,907	141,000,195	△73,352,365	442,444,737	△4,137,233,192	-
一般正味財産期末残高	△1,591,668,765	1,303,851,774	124,460,273	474,336,570	△296,201,253	6,043,470	73,352,365	1,685,843,199	663,857,205	178,745,711	△73,352,365	769,250,551	△4,046,762,515	-
II 指定正味財産増減の部														
受取補助金等	1,566,731,851	1,497,833,913	2,055,020	26,762,756	10,141,280	29,938,882	-	1,566,731,851	-	-	-	-	-	-
受取寄付金	32,331,506	5,828,000	26,503,506	-	-	-	-	32,331,506	-	-	-	-	-	-
基本財産運用益	1,147,922	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,147,922	-
特定資産運用益	411,126	411,126	-	-	-	-	-	411,126	-	-	-	-	-	-
雑収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基本財産評価損	△1,992,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△1,992,500	-
一般正味財産への振替額	△1,148,945,669	△304,499,768	△42,750,090	△863,015,209	△5,387,763	152,320,565	-	△1,063,332,265	-	-	-	-	△85,613,404	-
当期指定正味財産増減額	449,684,236	1,199,573,271	△14,191,564	△836,252,453	4,753,517	182,259,447	-	536,142,218	-	-	-	-	△86,457,982	-
指定正味財産期首残高	5,041,715,801	2,026,240,752	213,639,381	1,198,945,460	65,615,004	-	-	3,504,440,597	-	-	-	-	1,537,275,204	-
指定正味財産期末残高	5,491,400,037	3,225,814,023	199,447,817	362,693,007	70,368,521	182,259,447	-	4,040,582,815	-	-	-	-	1,450,817,222	-
III 正味財産期末残高	3,899,731,272	4,529,665,797	323,908,090	837,029,577	△225,832,732	188,302,917	73,352,365	5,726,426,014	663,857,205	178,745,711	△73,352,365	769,250,551	△2,595,945,293	-

(2) 貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位:円)

科 目	合 計	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	545,353,419	247,646,414	277,617,352	20,089,653	-
未収入金	947,785,560	454,888,495	516,265,100	62,081,033	△85,449,068
前払金	406,254	373,804	-	32,450	-
他会計勘定	-	671,481,851	△131,153,521	△540,328,330	-
原材料	476,899,637	-	476,899,637	-	-
貯蔵品	169,599,521	820,042	168,667,957	111,522	-
立替金	17,954	17,954	-	-	-
前払費用	40,700,220	31,698,601	8,901,369	100,250	-
貸倒引当金	△10,300,000	△10,300,000	-	-	-
流動資産合計	2,170,462,565	1,396,627,161	1,317,197,894	△457,913,422	△85,449,068
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
定期預金	9,208,500	-	-	9,208,500	-
投資有価証券	1,226,074,200	-	-	1,226,074,200	-
基本財産合計	1,235,282,700	-	-	1,235,282,700	-
(2) 特定資産					
施設整備積立預金	378,152,450	334,052,450	44,100,000	-	-
研究開発支援基金	421,770,487	421,770,487	-	-	-
受取寄付金	287,850,625	72,316,107	-	215,534,518	-
受取補助金等	745,400,274	745,400,274	-	-	-
土地	910,479,275	910,479,275	-	-	-
建物	2,100,234,721	2,100,234,721	-	-	-
建物減価償却累計額	△319,439,298	△319,439,298	-	-	-
什器備品	1,371,353,898	1,370,146,674	-	1,207,224	-
什器備品減価償却累計額	△848,717,717	△847,510,497	-	△1,207,220	-
特定資産合計	5,047,084,715	4,787,450,193	44,100,000	215,534,522	-
(3) その他固定資産					
建物	442,650,450	-	391,532,183	51,118,267	-
建物減価償却累計額	△72,714,410	-	△72,629,213	△85,197	-
建物附属設備	634,839,383	117,438,254	412,626,060	104,775,069	-
建物附属設備減価償却累計額	△259,954,428	△71,234,601	△177,295,868	△11,423,959	-
構築物	100,115,253	4,400,000	95,715,253	-	-
構築物減価償却累計額	△29,379,974	△146,666	△29,233,308	-	-
什器備品	1,631,362,095	609,519,828	997,091,817	24,750,450	-
什器備品減価償却累計額	△1,327,956,136	△564,369,467	△753,354,737	△10,231,932	-
リース資産	224,996,814	130,269,950	-	94,726,864	-
リース資産減価償却累計額	△82,248,076	△39,663,398	-	△42,584,678	-
電話加入権	1,254,540	1,146,600	-	107,940	-
著作物等	9,240,000	-	-	9,240,000	-
施設利用権	117,457	-	117,457	-	-
敷金	20,326,560	20,326,560	-	-	-
長期前払費用	4,115,260	4,115,260	-	-	-
その他固定資産合計	1,296,764,788	211,802,320	864,569,644	220,392,824	-
固定資産合計	7,579,132,203	4,999,252,513	908,669,644	1,671,210,046	-
資産合計	9,749,594,768	6,395,879,674	2,225,867,538	1,213,296,624	△85,449,068

(単位:円)

科 目	合 計	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去
Ⅱ 負債の部					
1. 流動負債					
短期借入金	3,420,000,000	-	385,000,000	3,035,000,000	-
未払金	1,438,210,950	1,038,237,142	417,322,766	68,100,110	△85,449,068
未払費用	32,447,505	26,229,564	3,033,600	3,184,341	-
前受金	648,488,822	2,704,800	645,784,022	-	-
預り金	67,345,527	65,830,094	-	1,515,433	-
賞与引当金	41,538,439	26,923,714	4,480,399	10,134,326	-
短期リース債務	46,156,859	23,344,487	-	22,812,372	-
流動負債合計	5,694,188,102	1,183,269,801	1,455,620,787	3,140,746,582	△85,449,068
2. 固定負債					
預り保証金	26,221,400	25,225,200	996,200	-	-
長期リース債務	129,453,994	67,273,469	-	62,180,525	-
長期未払金	-	-	-	-	-
固定負債合計	155,675,394	92,498,669	996,200	62,180,525	-
負債合計	5,849,863,496	1,275,768,470	1,456,616,987	3,202,927,107	△85,449,068
Ⅲ 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
受取補助金等	3,968,266,712	3,968,266,708	-	4	-
受取寄付金	1,523,133,325	72,316,107	-	1,450,817,218	-
指定正味財産合計	5,491,400,037	4,040,582,815	-	1,450,817,222	-
(うち基本財産への充当額)	(1,235,282,700)	(-)	(-)	(1,235,282,700)	(-)
(うち特定資産への充当額)	(4,247,161,778)	(4,031,627,256)	(-)	(215,534,522)	(-)
2. 一般正味財産	△1,591,668,765	1,685,843,199	769,250,551	△4,046,762,515	-
(うち基本財産への充当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち特定資産への充当額)	(799,922,937)	(755,822,937)	(44,100,000)	(-)	(-)
正味財産合計	3,899,731,272	5,726,426,014	769,250,551	△2,595,945,293	-
負債及び正味財産合計	9,749,594,768	7,002,194,484	2,225,867,538	606,981,814	△85,449,068

(3) 財産目録

令和3年3月31日現在

(単位:円)

	場所・物量等	金額
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金	手元保管	63,964
預金	三井住友銀行ほか	545,289,455
未収入金	国庫補助金収入、受託事業収入ほか	947,785,560
前払金	保険料ほか	406,254
原材料		476,899,637
貯蔵品	切手、印紙ほか	169,599,521
立替金	職員住宅家賃の本人負担分	17,954
前払費用	リース料ほか	40,700,220
貸倒引当金		△ 10,300,000
流動資産合計		2,170,462,565
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金	三井住友銀行	9,208,500
投資有価証券	神戸都市振興サービス株式会社株式ほか	1,226,074,200
基本財産合計		1,235,282,700
(2) 特定資産		
施設整備積立預金	三井住友銀行	378,152,450
研究開発支援基金	三井住友銀行ほか	421,770,487
受取寄付金	三井住友銀行	287,850,625
受取補助金等	三井住友銀行	745,400,274
土地	神戸市中央区港島南町1-5-6ほか	910,479,275
什器備品	CPCユニットほか	522,636,181
建物	神戸ハイブリッドビジネスセンター(KHBC)ほか	1,780,795,423
特定資産合計		5,047,084,715
(3) その他固定資産		
建物	国際医療開発センター(IMDA)ほか	369,936,040
建物附属設備	IMDA電気設備ほか	374,884,955
構築物	IMDA駐車場設備ほか	70,735,279
什器備品	IMDA機械装置一式ほか	303,405,959
電話加入権	事務所・23回線	1,254,540
施設利用権	IMDA水道施設利用権	117,457
敷金	キメックセンタービルの敷金ほか	20,326,560
長期前払費用	臨床試験に係る損害賠償責任保険料ほか	4,115,260
リース資産	サーバー、ネットワーク機器ほか	142,748,738
著作物		9,240,000
その他固定資産合計		1,296,764,788
固定資産合計		7,579,132,203
資産合計		9,749,594,768
II 負債の部		
1. 流動負債		
短期借入金	三井住友銀行	3,420,000,000
未払金	什器備品購入費ほか	1,438,210,950
未払費用	電話料金、社会保険料ほか	32,447,505
前受金	細胞治療薬製造事業の前受金ほか	648,488,822
預り金	科学研究費補助金、社会保険料ほか	67,345,527
賞与引当金		41,538,439
短期リース債務		46,156,859
流動負債合計		5,694,188,102
2. 固定負債		
預り保証金	神戸ハイブリッドビジネスセンター敷金ほか	26,221,400
長期リース債務		129,453,994
固定負債合計		155,675,394
負債合計		5,849,863,496
正味財産		3,899,731,272

(4) キャッシュ・フロー計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
1. 事業活動収入	
基本財産運用収入	1,147,922
特定資産運用収入	411,126
事業収入	2,507,794,659
補助金等収入	2,783,540,560
負担等収入	40,985,283
寄付金収入	795,797,085
雑収入	80,649,363
その他の事業活動収入	2,274,979,791
事業活動収入計	8,485,305,789
2. 事業活動支出	
事業費支出	5,601,062,229
管理費支出	459,299,108
その他の事業活動支出	1,742,153,380
事業活動支出計	7,802,514,717
事業活動によるキャッシュ・フロー	682,791,072
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
1. 投資活動収入	
特定資産取崩収入	1,242,336,243
敷金・保証金戻り収入	645,600
投資活動収入計	1,242,981,843
2. 投資活動支出	
特定資産取得支出	1,603,666,457
固定資産取得支出	89,684,557
敷金・保証金支出	138,000
投資活動支出計	1,693,489,014
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 450,507,171
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
1. 財務活動収入	
借入金収入	3,420,000,000
財務活動収入計	3,420,000,000
2. 財務活動支出	
借入金返済支出	3,540,000,000
財務活動支出計	3,540,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 120,000,000
V 現金及び現金同等物の増減額	112,283,901
VI 現金及び現金同等物の期首残高	433,069,518
VII 現金及び現金同等物の期末残高	545,353,419

【参考1】収支計算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	合 計	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	内部取引控除
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
基本財産運用収入	1,147,922	—	—	1,147,922	
特定資産運用収入	411,126	411,126	—	—	
事業収入	3,248,014,648	2,369,149,156	1,002,796,410	37,000,439	Δ 160,931,357
補助金等収入	2,791,976,734	2,695,435,004	—	96,541,730	
負担金収入	71,643,839	54,926,178	4,952,469	11,765,192	
寄付金収入	822,116,091	820,161,591	—	1,954,500	
雑収入	96,722,818	76,376,990	33,634,069	17,116,884	Δ 30,405,125
その他収入	29,007,300	29,007,300	—	—	
事業活動収入計	7,061,040,478	6,045,467,345	1,041,382,948	165,526,667	Δ 191,336,482
2. 事業活動支出					
事業費支出	5,572,880,455	4,587,021,137	1,177,166,300	—	Δ 191,306,982
管理費支出	397,827,931	—	—	397,857,431	Δ 29,500
その他支出	29,007,300	—	—	29,007,300	
事業活動支出計	5,999,715,686	4,587,021,137	1,177,166,300	426,864,731	Δ 191,336,482
事業活動収支差額	1,061,324,792	1,458,446,208	Δ 135,783,352	Δ 261,338,064	—
II 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
特定資産取崩収入	1,365,220,913	810,224,602	197,663,928	357,332,383	
固定資産売却収入	92,507,470	92,507,470	—	—	
固定資産戻り収入	193,768	193,768	—	—	
預り保証金収入	645,600	561,600	84,000	—	
投資活動収入計	1,458,567,751	903,487,440	197,747,928	357,332,383	—
2. 投資活動支出					
特定資産支出	2,440,238,430	2,312,583,760	6,300,000	121,354,670	
固定資産取得支出	233,767,591	132,871,989	92,658,692	8,236,910	
敷金保証金支出	96,000	96,000	—	—	
預り保証金返済支出	42,000	—	42,000	—	
投資活動支出計	2,674,144,021	2,445,551,749	99,000,692	129,591,580	—
投資活動収支差額	Δ 1,215,576,270	Δ 1,542,064,309	98,747,236	227,740,803	—
III 財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
借入金収入	3,420,000,000	—	385,000,000	3,035,000,000	—
財務活動収入計	3,420,000,000	—	385,000,000	3,035,000,000	—
2. 財務活動支出					
借入金返済支出	3,540,000,000	—	440,000,000	3,100,000,000	—
財務活動支出計	3,540,000,000	—	440,000,000	3,100,000,000	—
財務活動収支差額	Δ 120,000,000	—	Δ 55,000,000	Δ 65,000,000	—
当期収支差額	Δ 274,251,478	Δ 83,618,101	Δ 92,036,116	Δ 98,597,261	—

【参考2】

①事業別収入明細書

令和2年4月1日～令和3年3月31日まで

(単位：円)

事業	収入合計 (A)	内 訳					神戸市からの 出捐金の充当額 (※)
		基本財産 運用収入	事業収入等	補助金等収入	寄付金収入	繰入金収入等 その他収入	
公益目的事業会計	6,948,954,785	—	2,500,452,324	2,695,435,004	820,161,591	932,905,866	527,133,099
研究事業 (公1会計)	3,305,937,471	—	220,206,200	1,810,177,705	812,095,500	463,458,066	316,425,358
クラスター事業 (公2会計)	628,694,135	—	13,724,908	530,122,489	1,700,000	83,146,738	50,000,000
細胞療法開発事業 (公3会計)	1,778,552,137	—	1,429,714,443	113,769,232	—	235,068,462	81,040,375
医療イノベーション推進センター事業 (公4会計)	1,003,384,126	—	836,806,773	76,116,600	6,366,091	84,094,662	52,667,367
再生医療製品開発事業 (公5会計)	232,386,917	—	—	165,248,978	—	67,137,939	27,000,000
収益事業等会計	1,624,130,876	—	1,041,382,948	—	—	582,747,928	—
薬製造受託事業 (収1会計)	975,679,635	—	778,015,707	—	—	197,663,928	—
賃貸事業 (収2会計)	648,451,241	—	263,367,241	—	—	385,084,000	—
法人会計	3,557,859,050	1,147,922	65,882,515	96,541,730	1,954,500	3,392,332,383	272,866,901
内部取引控除	△191,336,482	—	△191,336,482	—	—	—	—
合 計	11,939,608,229	1,147,922	3,416,381,305	2,791,976,734	822,116,091	4,907,986,177	800,000,000

②事業別支出明細書

令和2年4月1日～令和3年3月31日まで

(単位：円)

事業	支出合計 (B)	内 訳					収支差額 (A-B)
		人件費	物件費	特定資産支出	固定資産 取得支出	繰入金支出等 その他支出	
公益目的事業会計	7,032,572,866	1,746,232,579	2,840,788,558	2,312,583,760	132,871,989	96,000	△83,618,101
研究事業 (公1会計)	3,315,504,188	364,866,499	706,930,050	2,208,443,044	35,168,595	96,000	△9,566,718
クラスター事業 (公2会計)	637,681,126	327,451,152	268,068,704	28,584,026	13,577,244	—	△8,986,991
細胞療法開発事業 (公3会計)	1,766,377,589	437,548,428	1,180,100,122	66,495,550	82,233,489	—	12,174,548
医療イノベーション推進センター事業 (公4会計)	1,085,309,153	577,855,648	503,048,334	4,141,280	263,891	—	△81,925,028
再生医療製品開発事業 (公5会計)	227,700,830	38,510,852	182,641,348	4,919,860	1,628,770	—	4,686,087
収益事業等会計	1,716,166,992	181,532,598	995,633,702	6,300,000	92,658,692	440,042,000	△92,036,116
薬製造受託事業 (収1会計)	1,074,873,694	178,280,353	803,934,649	—	92,658,692	—	△99,194,059
賃貸事業 (収2会計)	641,293,298	3,252,245	191,699,053	6,300,000	—	440,042,000	7,157,943
法人会計	3,656,456,311	166,964,905	230,892,526	121,354,670	8,236,910	3,129,007,300	△98,597,261
内部取引控除	△191,336,482	—	△191,336,482	—	—	—	—
合 計	12,213,859,707	2,094,730,082	3,875,978,304	2,440,238,430	233,767,591	3,569,145,300	△274,251,478

(※) 神戸市からの研究開発支援基金への出捐金(8億円)については、「寄付金収入」で受け入れ、一旦「特定資産積立支出」として研究開発支援基金に造成した後に「繰入金収入等その他収入」として取崩し、各事業に充当。

3 財務状況

(単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	元→2増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	▲ 387,207	▲ 150,732	▲ 384,422	▲ 233,690
		経常収益	5,111,227	6,129,711	5,932,428	▲ 197,283
		うち公益	4,337,999	5,465,503	4,529,360	▲ 936,143
		うち公益以外	773,228	664,208	1,403,068	738,860
		経常費用	5,498,288	6,280,443	6,316,850	36,407
		うち事業費(公益)	4,776,326	5,675,118	4,653,725	▲ 1,021,393
		うち事業費(公益以外)	437,126	308,165	1,259,769	951,604
		うち管理費(公益)	—	—	—	—
		うち管理費(公益以外)	284,836	297,160	403,356	106,196
		評価損益等	▲ 146	0	0	0
	当期経常外増減額	524,874	183,898	23,984	▲ 159,914	
	経常外収益	596,187	185,859	753,327	567,468	
	経常外費用	71,313	1,961	23,984	22,023	
	法人税、住民税及び事業税	—	—	—	—	
	当期一般正味財産増減額	137,667	33,166	344,921	311,755	
	一般正味財産期首残高	▲ 2,107,422	▲ 1,969,755	▲ 1,936,590	33,165	
	一般正味財産期末残高	▲ 1,969,755	▲ 1,936,589	▲ 1,591,669	344,920	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	▲ 169,313	220,435	449,684	229,249
		指定正味財産増加額	684,680	681,506	1,600,622	919,116
		指定正味財産減少額	853,993	461,071	1,150,938	689,867
うち一般正味財産振替額		853,993	460,455	1,148,946	688,491	
指定正味財産期首残高		4,990,593	4,821,280	5,041,716	220,436	
指定正味財産期末残高		4,821,280	5,041,715	5,491,400	449,685	
正味財産期首残高	2,883,171	2,851,525	3,105,126	253,601		
当期正味財産増減	▲ 31,646	253,601	794,605	541,004		
正味財産期末残高	2,851,525	3,105,126	3,899,731	794,605		
貸借対照表(B/S)	資産合計	7,517,825	7,960,583	9,749,595	1,789,012	
	流動資産	1,195,654	1,428,686	2,170,463	741,777	
	固定資産	6,322,171	6,531,897	7,579,132	1,047,235	
	うち建物	1,415,380	1,344,246	2,525,616	1,181,370	
	負債合計	4,666,300	4,855,457	5,849,863	994,406	
	流動負債	4,590,462	4,776,419	5,694,188	917,769	
	うち短期借入金	3,660,000	3,540,000	3,420,000	▲ 120,000	
	固定負債	75,838	79,038	155,675	76,637	
	うち長期借入金	—	—	—	—	
	正味財産合計	2,851,525	3,105,126	3,899,731	794,605	
指定正味財産	4,821,280	5,041,715	5,491,400	449,685		
一般正味財産	▲ 1,969,755	▲ 1,936,589	▲ 1,591,669	344,920		

第5 令和3年度事業計画

1 事業計画

(1) 共通事項

ア 第4期経営計画の着実な推進

神戸医療産業都市構想の検討開始から20年が経過し、様々な環境変化に対応するため、平成30年4月に従来の推進母体である先端医療振興財団から神戸医療産業都市推進機構へと発展改組し、名実ともに神戸医療産業都市を牽引してきたため、新たな事業展開や必要となる体制強化に着手してきた。

そのような中、財団設立20周年記念及び本庶理事長のノーベル賞受賞を契機とした「神戸医療産業都市推進機構20周年記念 次世代医療開発センター(HBI)」の整備をはじめ、アジア初のCAR-T細胞療法の市販製品製造開始や、研究・開発段階から取り組んできた再生医療技術の実用化など、神戸医療産業都市の更なる発展につながる新しい芽が出始めている。

第4期経営計画の4年目となる令和3年度は、令和2年度に実施した中間評価の結果を踏まえて研究・事業を推進し、また新型コロナウイルスの影響等社会状況の変化にも対応しながら、革新的医療技術の早期社会実装や連携・融合によるイノベーション創出に取り組み、神戸医療産業都市の発展に向けて、更なる集積形成に取り組む。

イ 理事長直轄「経営企画会議」の開催

機構の経営に関わる重要事項を審議・決定するとともに、経営計画に定めた研究・事業等の着実な推進に向けた執行管理を行う。

ウ コーポレート・ガバナンス強化と戦略的な情報発信

研究費等の適正執行の確保やコンプライアンスの意識向上、情報セキュリティの強化等を図るため、内部監査や各種研修等を実施する。また、各分野別審査委員会により臨床研究等の倫理性・安全性を確保する。

神戸医療産業都市の国内外の認知度を向上させるため、積極的な情報発信を図る。

エ 神戸医療産業都市の更なる発展にむけて

計算科学センター駅周辺の活性化は、今後の神戸医療産業都市の更なる発展に資する重要な課題の一つである。そのような中、クリエイティブラボ神戸内に整備するHBIは、当機構の研究部集約や共用の研究機器室・動物実験施設を整備するなど、計算科学センター駅周辺の活性化、さらには今後の神戸医療産業都市の発展に大きく寄与することが期待されている。

これらを踏まえ、HBIの管理運営にとどまらず、神戸市と連携した企業誘致や新たな事業等に取り組み、今後の神戸医療産業都市をさらに発展につなげるため、神戸医療産業都市を牽引する当機構の本部機能をHBIと同じビル内に移転させ、事業を推進する。

オ 将来に向けた組織改革の取り組み

『産官学医の連携・融合を促進する総合調整機能を担い、革新的医療技術の創出と医療産業関連産業の集積形成を目指す』という機構の目的に向かって、機構内の各部署が協力・連携しながら業務遂行を行う強靱で活力のある組織を構築するとともに、職員のモチベーションアップを図るために、機構の組織・ガバナンス・マネジメントのあり方を検討し、包括的で統一感のある制度・組織づくりを行う。

(2) 公1会計

① 先端医療研究センター

ア 免疫医療研究の推進

免疫システムの活性化・制御メカニズムに介入する新規抗体医薬品の開発、及び炎症性疾患に関連する免疫細胞活性化の兆候を検出する診断技術の開発に取り組む。

イ 老化研究の推進

老化・寿命研究の枠組みから老化関連疾患の病因を解明すること、老化・寿命の基本メカニズムの解明を基盤として抗老化方法論を開発・社会実装することを目標として研究を進め、取りまとめる。

ウ 神経変性疾患研究の推進

新たな神経細胞死メカニズムに基づき、アルツハイマー病を中心とした神経変性疾患に対する診断法並びに新規治療法開発等に取り組む。

エ 脳血管再生及び脳梗塞治療法開発研究の推進

脳血管の再生や活性化による、脳梗塞・脳血管性認知症に対する再生医療開発に取り組む。

オ 血液・腫瘍研究の推進

造血器腫瘍をはじめとした悪性腫瘍の発症機序の解明及びこれらの腫瘍の根治療法の開発を目指す研究等に取り組む。

カ 感染症研究の推進

肝炎ウイルスをはじめとした感染症病態発生機序を研究し、感染症の診断・治療・予防法の開発に取り組む。

② 研究基盤の維持管理

ア 神戸臨床研究情報センター（TRI）の管理運営

神戸市より公の施設の指定管理者として指定を受け、神戸臨床研究情報センターの管理運営を行う。また、橋渡し研究支援に係る検体保管サービス事業を実施する。

イ 神戸ハイブリッドビジネスセンター（KHBC）の管理運営

医療関連企業の集積に向けたレンタルラボや企業・研究機関等の交流スペース、操業・研究環境の向上に資する多目的スペースなどの機能を組み合わせた施設の管理運営を行う。

(3) 公2会計（クラスター推進センター）

ア 産学官医連携の促進によるオープンイノベーションの推進

大学・研究機関や企業の研究開発シーズを収集・共有し、産学連携による新たなイノベーションを創出するとともに、医療機関におけるニーズの探索・発掘を行い、シーズの実用化・事業化及び医療技術の向上に寄与する。

イ 国際展開の推進

海外クラスターとの連携強化に取り組み、神戸医療産業都市進出企業の海外展開を促進するとともに、海外の企業・研究機関との共同研究・開発案件を発掘するなど、国際的な産学連携の推進に取り組む。

ウ 地元中小企業・神戸医療産業都市進出企業に対する事業化支援

医療機器、創薬・再生医療、ヘルスケアの各分野に加えて、スタートアップの育成・発掘を新たな柱として、シーズ探索から販路開拓まで一貫した支援体制を構築するとともに、幅広い支援ニーズに一元的に対応するワンストップサービスを提供する。

エ 研究・操業環境の充実

神戸医療産業都市を構成する様々なステークホルダーのニーズを踏まえ、人材確保・育成や利便施設に関する共通課題などの取り組みを実現することにより、世界的クラスターにふさわしい研究・操業環境づくりを図る。

(4) 公3会計（細胞療法研究開発センター）

ア 細胞製造業務を複数の企業等から受託するためのパイプラインの確立

細胞製造に関する情報網及び営業活動の強化を図るため、有能な人材の確保と人員の教育強化を行う。また、CPC（細胞製造施設）運営の効率化、PICS（医薬品査察協定・医薬品査察協同スキーム）/GMP（医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準）への対応などの差別化を推し進め、細胞製造業務受託のパイプラインが切れ目なく充足する基盤を形成する。

イ 細胞製造企業への施設保全業務の拡充

CPCに関してこれまで培ってきた知見を活用し、神戸医療産業都市におけるCPC管理業務及びCPC保全業務全般を受託できる体制を形成する。また、再生医療開発を目指す企業等に対するCPCに関連したコンサルテーションを積極的に展開する。

ウ 国・企業からの非臨床試験の受託事業の確保

細胞製剤の安全性試験の我が国のキーオピニオンリーダー（KOL）として、細胞の品質保証、安全性に関する非臨床試験を国・企業から受託する。

エ 細胞製造、CPCにかかる開発・事業化等支援の仕組みづくり

細胞製造、CPC運営に関する知見を神戸医療産業都市に進出する企業等に情報提供し、開発や事業化に資する。さらに、これらの企業等との間で共同研究や受託研究を進めることでより一層の加速化を図る。細胞製造受託やCPCワンストップ（体制構築・保守管理等）機能を神戸医療産業都市の看板として定着するべく関係機関と連携し、細胞療法にかかる神戸ブランドの形成を促す。

オ 細胞規格、細胞分化マーカー探索、細胞製剤の安全性試験にかかる研究

当センターが実施している細胞製品の非臨床安全性試験や品質保証パラメーター設定・規格化業務を長期に底支えするため、細胞のジェネティック、エピジェネティック、メタボリック研究をカバーする横断的でユニークな基礎研究を実施する。この研究の推進を通じて論文発表や関連学会での発表を行い。さらにはWHO（世界保健機構）・ICH（医薬品規制調和国際会議）等が進める細胞治療の国際ガイドライン策定作業を支援するなど、国外の学会・組織体との連携を強め、機構の発言力を強化し、サステイナブルな業務受注、事業継続につなげる。

(5) 公4会計（医療イノベーション推進センター）

ア 国内外の新たなシーズの開発支援

開発シーズの開発戦略の提案、開発の促進を行う。また、開発シーズの企業リエゾン、グローバル展開の支援を行う。

具体的には研究者が高い満足度を得られる相談・対応による継続支援を促進し、独自開発シーズの進捗マネジメントによる実用化を推進する。機構が特許を保有するシーズの企業への導出を推進し、シーズ開発状況、企業交渉状況等に基づく、精密な知財戦略の策定し、アジアを中心としたグローバル連携を推進する。

イ 臨床試験と大規模コホート研究の推進・管理・運営

医薬品・医療機器・再生医療等製品等の新規医療製品、ならびに新規医療技術の開発・臨床試験（医師主導治験・企業治験等）支援を推進する。また、特定臨床研究、観察研究および医薬品等の製造販売後調査業務の支援を強化・高度化する。医薬品、医療機器から再生医療等製品に及ぶ幅広い領域に対する薬事開発の支援と、試験開始前から試験終了後まで一貫した支援体制を確立し、臨床試験の実施支援ならびに論文化による価値の最大化を実現する。

上記のため、プロジェクトオフィス機能の強化、研究者へのワンストップサービスを提供する。また、学会等が保有するレジストリデータの活用の推進、新たな研究スキームの確立、リアルワールドデータ活用した臨床試験の実現を進める。

ウ 再生医療等製品の製造・品質管理、細胞治療の開発

細胞製造受託を推進する。非臨床試験の計画・実施・報告及びその支援と、臨床試験における細胞製造の受託・実施及びその支援を行う。

エ 医療・臨床研究情報の発信

がん情報サイト等について、情報発信内容を神戸市民への還元を意識したものに整理し、中長期的には機構全体の事業への転換も検討する。

オ 新規事業の開拓

収益の改善に向けて、既存の事業に加えて、新規事業の開拓に取り組む。

(6) 公5会計（再生医療製品開発室）

ア 再生医療等製品の製造・品質管理の実施及び実施支援

検証的治験における治験製品の製造・品質管理の実施及び実施支援を推進する。また、製造販売承認申請のための支援業務を実施し、再生医療等製品の受託製造準備を進める。

イ 新規再生医療等製品の基礎研究と開発

開発中の再生医療等製品に関する知見と実績を基に、新規再生医療等製品実用化を目指した研究開発を実施する。

(7) 収1会計（薬剤製造受託）

ア 治験用 PET 薬剤製造受託

中央市民病院と共同で治験用 PET 薬剤製造事業を行うことで臨床研究の推進を支援する。

イ 細胞製剤製造受託

製薬企業からの治療用細胞製剤製造を継続的に行い、自ら製造業として実績を積み上げる。また、今後の増産計画に合わせ、キャパシティの拡大に向け組織・設備の整備を進める。

(8) 収2会計（賃貸）

ア 国際医療開発センター（IMDA）の管理運営

産学連携のもと、神戸医療産業都市における医療機器等の研究開発と事業化支援を行う施設の管理運営を行う。

イ 先端医療センター（IBRI）研究棟の管理運営

先端医療センター研究棟の2階・5階の管理運営を行う。

(9) 収3会計（実験動物飼育受託等）

ア 実験動物飼育受託等

次世代医療開発センターに設置した動物実験飼育施設にて実験動物飼育受託等を行い、神戸医療産業都市の研究環境の充実を図る。

2 財務諸表

(1) 予定正味財産増減計算書

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

(単位：千円)

	合計	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引消去
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	1,148	-	-	1,148	-
受取補助金等	1,890,893	1,555,594	179,548	155,751	-
受取寄付金	924,994	538,793	-	386,201	-
事業収益	5,341,554	1,496,815	3,802,245	42,494	-
雑収益	59,783	31,933	3,547	24,303	-
経常収益計	8,218,372	3,623,135	3,985,340	609,897	-
(2) 経常費用					
事業費	7,442,880	3,658,726	3,784,154	-	-
管理費	586,380	-	-	586,380	-
経常費用計	8,029,260	3,658,726	3,784,154	586,380	-
評価損益等調整前当期経常増減額	52,428	△35,591	201,186	23,517	-
当期経常増減額	52,428	△ 35,591	201,186	23,517	-
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	-	-	-	-	-
(2) 経常外費用					
経常外費用計	-	-	-	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	189,112	△35,591	201,186	23,517	-
法人税	△6,059	-	-	△6,059	-
当期一般正味財産増減額	183,053	△35,591	201,186	17,458	-
一般正味財産期首残高	△ 1,591,669	1,685,843	769,251	△4,046,763	-
一般正味財産期末残高	△ 1,408,616	1,650,252	970,437	△4,029,305	-
II 指定正味財産増減の部					
(1) 指定正味財産増加額					
受取補助金等	50,306	50,306	-	-	-
(2) 一般正味財産への振替額	△ 561,948	△ 307,406	△179,548	△ 74,994	-
当期指定正味財産増減額	△ 511,642	△ 257,100	△179,548	△ 74,994	-
指定正味財産期首残高	5,491,400	4,040,583	-	1,450,817	-
指定正味財産期末残高	4,979,758	3,783,483	△ 179,548	1,375,823	-
III 正味財産期末残高	3,571,142	5,433,735	790,889	△ 2,653,482	-

(2) 予定貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	419,937	短期借入金	3,300,000
未収入金	947,786	未払金	1,438,211
前払金	406	未払費用	32,448
原材料	476,900	前受金	648,489
貯蔵品	169,600	預り金	67,346
立替金	18	賞与引当金	41,538
前払費用	40,700	短期リース債務	16,454
貸倒引当金	Δ 10,300	流動負債合計	5,544,486
流動資産合計	2,045,047	2. 固定負債	
2. 固定資産		預り保証金	26,221
(1) 基本財産		長期リース債務	36,748
定期預金	9,209	固定負債合計	62,969
投資有価証券	1,226,074	負債合計	5,607,455
基本財産合計	1,235,283	III 正味財産の部	
(2) 特定資産		1. 指定正味財産	4,979,758
研究開発支援基金	421,770	2. 一般正味財産	Δ 1,408,616
受取寄付金	287,851	正味財産合計	3,571,142
受取補助金等	745,400		
施設整備積立預金	399,712		
土地	910,479		
建物	2,100,235		
什器備品	1,371,354		
減価償却累計額	Δ 1,491,027		
特定資産合計	4,745,774		
(3) その他固定資産			
建物	442,650		
建物附属設備	634,839		
構築物	100,115		
什器備品	1,631,362		
リース資産	224,997		
電話加入権	1,255		
著作物	9,240		
施設利用権	117		
敷金	20,327		
長期前払費用	4,115		
減価償却累計額	Δ 1,916,524		
その他固定資産合計	1,152,493		
固定資産合計	7,133,550		
資産合計	9,178,597	負債及び正味財産合計	9,178,597

【参考1】収支予算書

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

(単位：千円)

科目	合計	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	内部取引消去
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
基本財産運用収入	1,148	—	—	1,148	—
事業収入	5,341,554	1,496,815	3,802,245	42,494	—
補助金等収入	1,618,329	1,462,578	—	155,751	—
寄付金収入	924,994	800,000	—	124,994	—
雑収入	59,783	31,933	3,547	24,303	—
事業活動収入計	7,945,808	3,791,326	3,805,792	348,690	—
2. 事業活動支出					
事業費支出	6,990,491	3,489,487	3,501,004	—	—
管理費支出	577,687	—	—	577,687	—
事業活動支出計	7,568,178	3,489,487	3,501,004	577,687	—
事業活動収支差額	377,630	301,839	304,788	△228,997	—
II 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
特定資産取崩収入	874,994	538,793	—	336,201	—
投資活動収入計	874,994	538,793	—	336,201	—
2. 投資活動支出					
特定資産支出	1,214,895	865,566	346,329	3,000	—
固定資産取得支出	—	—	—	—	—
敷金保証金支出	—	—	—	—	—
投資活動支出計	1,214,895	865,566	346,329	3,000	—
投資活動収支差額	△339,901	△326,773	△346,329	333,201	—
III 財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
借入金収入	3,300,000	—	330,000	2,970,000	—
他会計振替収入	—	—	—	—	—
財務活動収入計	3,300,000	—	330,000	2,970,000	—
2. 財務活動支出					
借入金返済支出	3,420,000	—	385,000	3,035,000	—
財務活動支出計	3,420,000	—	385,000	3,035,000	—
財務活動収支差額	△120,000	—	△55,000	△65,000	—
当期収支差額	△82,271	△24,934	△96,541	39,204	—

【参考2】

①事業別予定収入明細書

(単位：千円)

事業	収入合計 (A)	内 訳					受取寄付金 のうち 神戸市からの 出捐金
		基本財産 運用収入	事業収入等	補助金等収入	寄付金収入	繰入金収入等 その他収入	
公益目的事業会計	4,330,119	—	1,528,748	1,462,578	800,000	538,793	538,793
先端医療研究センター (公1会計)	1,960,529	—	168,408	660,546	800,000	331,575	331,575
クラスター推進センター (公2会計)	440,495	—	5,500	384,995	—	50,000	50,000
細胞療法研究開発センター (公3会計)	458,907	—	262,462	111,227	—	85,218	85,218
医療イノベーション推進センター (公4会計)	1,216,258	—	1,092,378	78,880	—	45,000	45,000
再生医療製品開発室 (公5会計)	253,930	—	—	226,930	—	27,000	27,000
収益事業等会計	4,135,792	—	3,805,792	—	—	330,000	—
薬剤製造受託業務 (取1会計)	3,491,357	—	3,491,357	—	—	—	—
賃貸事業 (取2会計)	567,845	—	237,845	—	—	330,000	—
実験動物飼育受託事業 (取3会計)	76,590	—	76,590	—	—	—	—
法人会計	3,654,891	1,148	66,797	155,751	124,994	3,306,201	261,207
合 計	12,120,802	1,148	5,401,337	1,618,329	924,994	4,174,994	800,000

②事業別予定支出明細書

令和2年4月1日～令和3年3月31日まで

(単位：千円)

事業	費用合計 (B)	内 訳					収支差額 (A-B)
		人件費	物件費	特定資産 積立支出	固定資産 取得支出	繰入金支出等 その他支出	
公益目的事業会計	4,355,053	1,412,417	2,077,070	865,566	—	—	Δ24,934
先端医療研究センター (公1会計)	1,985,463	362,241	799,962	823,260	—	—	Δ24,934
クラスター推進センター (公2会計)	440,495	233,120	207,375	—	—	—	—
細胞療法研究開発センター (公3会計)	458,907	161,198	291,934	5,775	—	—	—
医療イノベーション推進センター (公4会計)	1,216,258	617,267	588,007	10,984	—	—	—
再生医療製品開発室 (公5会計)	253,930	38,591	189,792	25,547	—	—	—
収益事業等会計	4,232,333	724,298	2,776,706	346,329	—	385,000	Δ96,541
薬剤製造受託業務 (取1会計)	3,454,246	701,133	2,423,084	330,029	—	—	37,111
賃貸事業 (取2会計)	568,307	6,965	170,042	6,300	—	385,000	Δ462
実験動物飼育受託事業 (取3会計)	209,780	16,200	183,580	10,000	—	—	Δ133,190
法人会計	3,615,687	261,582	316,105	3,000	—	3,035,000	39,204
合 計	12,203,073	2,398,297	5,169,881	1,214,895	—	3,420,000	Δ82,271

第6 主要事業の推移（平成30年度～令和2年度）

事業名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療イノベーション推進センター			
・研究相談件数	101件	66件	65件
・研究プロジェクトの支援件数（累計）	401件	416件	447件
・公表論文件数（累計）	265件	297件	328件
クラスター推進センター			
・進出企業・地元企業からの相談件数	162件	296件	87件
・「医療機器等事業化促進プラットフォーム」における具体的事業化に向けた継続支援案件	130件	140件	100件
・創薬イノベーションプログラムによる共同研究契約締結数（累計）	5件	5件	5件
・ヘルスケア分野の事業化に向けた継続支援案件（累計）	11件	13件	15件
・ヘルスケア開発市民サポーター登録者数（累計）	2,208名	2,284名	2,308名

参 考 資 料

○クリエイティブラボ神戸（CLIK）の概要

- (1) 施設規模
 - ① 敷地面積 5,066㎡
 - ② 延床面積 12,268㎡
 - ③ 建物構造 鉄骨造地上6階建
- (2) 施設内容（当機構関連分のみ掲載 令3.4完成）
 - [1階] 動物実験飼育施設
 - [5階] 機構事務室
 - [6階] ウェットラボ、共用機器室

○神戸臨床研究情報センター（TRI）の概要

- (1) 施設規模
 - ① 敷地面積 2,987㎡
 - ② 延床面積 7,340㎡
 - ③ 建物構造 鉄骨造地上4階建
- (2) 施設内容（平15.3完成）
 - [2階] 研修室、会議室、展示コーナー、エントランスホール、事務室等
 - [3階・4階] ウェットラボ：8室、ドライラボ：12室、研究用居室：8室

○神戸ハイブリッドビジネスセンター（KHBC）の概要

- (1) 施設規模
 - ① 敷地面積 2,002㎡
 - ② 延床面積 3,190㎡
 - ③ 建物構造 鉄骨造地上4階建
- (2) 施設内容（平23.3完成）
 - [1階～4階] ウェットラボ・オフィス 37室
 - [1階・2階] 企業・研究機関等の交流スペース、事業所内託児施設、共用会議室等

○国際医療開発センター（IMDA）の概要

- (1) 施設規模
 - ① 敷地面積 3,241㎡
 - ② 延床面積 6,034㎡
 - ③ 建物構造 鉄骨造地上7階建
- (2) 施設内容（平23.5完成、平24.6事業譲受）
 - [1階] エントランス
 - [2階] 研究室3室、研修室3室（共用会議用）、事務室等
 - [3階] 研究室8室、MRI（3.0T）、CT（16列）ワークショップ室等
 - [4階～6階] 研究室36室
 - [7階] 機械室・電気室

神戸医療産業都市 施設配置図（令和3年7月現在）



進出企業・団体
376社・団体（令和3年6月末）
 雇用者数
11,700人（令和2年3月末）
 経済効果
1,532億円（平成27年）

- 神戸低侵襲がん医療センター
- チャイルド・ケモ・ハウス
- 西記念ポートアイランドリハビリテーション病院
- 神戸アイセンター
- 神戸市立医療センター中央市民病院
- 市民病院前ビル
- 市民病院南館
- 理化学研究所 生命機能科学研究センター (BDR: IBDCB)
- 先端医療センター(IBRI)
- 神戸国際ビジネスセンター(KIBC)
- 理化学研究所 生命機能科学研究センター (BDR: IBCLST)
- 理化学研究所 融合連携イノベーション推進棟 (IIB)
- 高度計算科学研究支援センター (FOCUSスパコン) 兵庫県立大学 神戸情報科学キャンパス

メディカル・クラスター

- 国際医療開発センター (IMDA)
- インターナショナルメディカルプラザ (IMP) 1F: MeDIP
- 兵庫県立こども病院
- 兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター

バイオ・クラスター

- 神戸大学医学部附属病院 国際がん医療・研究センター(ICRC)
- 神戸ハイオテクノロジー・研究・人材育成センター
- 神戸バイオメディカル創造センター(BMA)
- あんしん病院
- 神戸臨床研究情報センター (TRI)
- カン研究所
- 神戸キメックセンターセル (KIMEC)
- 神戸健康産業開発センター (HI-DEC)
- 神戸ハイブリッドビジネスセンター (KHBC)
- 神戸インキュベーションオフィス(KIO)

シミュレーション・クラスター

- 理化学研究所 R-CCS (スーパーコンピュータ「富岳(ふがく)」)
- 計算科学研究センター (R-CCS)
- 計算科学センター駅
- 本館
- アネックス棟
- 神戸大学先端融合研究環 統合研究拠点 (計算科学教育センター)
- 神戸大学先端融合研究環 統合研究拠点 アネックス棟
- 次世代バイオ医薬品製造技術研究組合



関西3空港懇談会で合意（令和元年5月）
 ・発着枠の拡大（60便→80便）
 ・運用時間の延長（7時～22時→7時～23時）
 ・令和7年までに国際化を検討





KBIC

KOBE Biomedical Innovation Cluster